

明和町いじめ防止基本方針

平成30年8月29日改訂

I はじめに

明和町教育委員会では、夢と志を持って未来を切り拓く人づくりを目指し「元気・感動・温もり」のある開かれた教育行政を目指しており、そのような中でいじめ根絶に向けた取組を一層充実させることは、本町教育の目指す「安心・安全な明るい学校」の実現に重要な意味を持つものである。

いじめは、児童生徒の教育を受ける権利を侵害し、心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与え、命や身体に重大な危険を生じさせる許されない行為であり、どの学校や園でも起こりうると認識し、対策を講じる必要性のある緊急教育課題と考える。

明和町教育委員会では「いじめ防止対策推進法」（以下法という）第12条に基づき、全ての園児・児童生徒が安心して園や学校で生活し、共に学びあえる環境を社会全体で創り上げることを目的とし、学校や家庭、地域その他の関係機関が連携し「いじめの未然防止」と「早期発見」「適切な対応」を図るために「明和町いじめ防止基本方針（以下「町の基本方針」という。）」を定めるものである。

II いじめ防止等のための基本的な方向に関する事項

1 いじめの定義

いじめとは、児童生徒に対して当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、対象になった児童生徒が、心身の苦痛を感じているものを言う。（法2条）

けんかやふざけ合いであっても、背景にある事情の調査を行い児童生徒の感じる被害性に着目しいじめに該当するか否かを判断すること。

2 いじめに対する基本認識

児童等はいじめを行ってはならない。（法第4条）

児童生徒のいじめを防止するためには、児童生徒を取り囲む大人一人一人が、以下のような認識を持ち、役割と責任を果たすことが必要である。

- ①いじめは人権侵害であり、絶対許されない行為であること。
- ②いじめは、卑怯な行為である。
- ③いじめは、どの子にもどの学校でも起こり得る。

いじめの問題は、学校を含めた社会全体の問題であるという強い認識を持って児童生徒と信頼関係を育みながらそれぞれの役割と責任を果たしていかなければならない。

3 いじめ防止等に関する基本的な考え方

(1) 基本理念

前項のいじめの基本認識の実現に向け、いじめ防止のための対策を総合的・組織的に推進することを目的とし、社会全体で児童生徒の健やかな成長を支えると共に、児童生徒のいじめの未然防止に向け、社会全体でいじめの起きない風土づくりに努める。

(2) いじめの防止

児童生徒をいじめに向かわせることなく心の通う合う人間関係を構築できる社会性を育む取り組みを通して、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」事を理解させ、豊かな情操や道徳心、互いの人格を尊重し合う態度を育み児童生徒がいじめを防止するために主体的に行動するなど「家庭や地域ぐるみ」でいじめを許容しない雰囲気形成していく。

(3) いじめの早期発見

- ◇ 定期的（毎月）のアンケート調査の実施と分析と具体的な対応
- ◇ 電話相談や保護者・地域からの通報など訴えやすい教育環境の整備
- ◇ 服装や傷、表情など些細の兆候も見逃さない担任や家族の観察
- ◇ ネット上の書き込みへの教師等による監視

(4) いじめへの対処

- いじめられた児童生徒の安全の確保と保護者への誠実な対応
- いじめたとされる児童生徒及び保護者への適切な指導
- いじめに対する迅速かつ適切に指導できる校内体制及び組織を整備

(5) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消しない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされていること。また、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じて他の事情も勘案して判断するものとする。また、いじめが解消に至っていない段階では、被害者を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とするが、学校の判断により、より長期の期間を設定することができる。

② 被害者が心身の苦痛を感じていないこと

被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害者本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(6) 家庭、地域、関係機関等との連携

① 家庭

町や郡のPTA連絡協議会や各単PTAの組織を活用し、いじめ対応について定期的に連絡・協議を実施する機会を設ける。

② 地域

民生委員会、学警連や町青年少年推進会議との連携を密にし、情報共有や情報交換を行う。

③ 関係機関

警察や児童相談所・東部教育事務所等との適切な連携を推進し、情報交換会や連絡会議を行うとともに学校以外の相談窓口等との連携に努める。

Ⅲ いじめの防止等のための対策に関する事項

1 いじめの防止等のために町教育委員会が実施する施策

いじめ問題の解決に向けて、学校への支援の充実を図ると共に、学校、家庭、地域社会が連携を深め、社会全体で子どもの健全育成を図る。

(1) 明和町いじめ問題対策委員会の設置

学校、社会教育機関、地域住民、家庭等が相互に連携していじめ防止を目指して健全育成に関わる関係機関諸団体との連携を図るために関係者の代表者を構成委員とする「明和町いじめ問題対策委員会」を設置する。

(2) 明和町教育委員会が実施すべき施策

ア いじめの防止・組織的な実践への支援

- 校長・園長会議と連携した子ども元気条例の具体的実践への企画と支援
- 町全校によるいじめ撲滅月間等の企画と非行防止協室の実施への助言やいじめサミットへの参加協力
- 町生徒指導部会の開催やいじめに関する教職員の資質を向上させる教職員全体研修会・情報モラル学習会の実施や各校のいじめ対応力の向上を図る研修会への支援
- 道徳教育に関する教職員の指導力向上のための施策を推進
- 保護者や地域の人々の法の趣旨及び法に基づく対応に係る意識啓発（いじめについて教育委員会通信の発行）いじめ110番等電話相談窓口の周知及び保護者の当該児童生徒の規範意識を養う指導責務の啓発（法第9条）
- 各学校が学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価に位置付けるように指導・助言
- いじめの有無や多寡の評価でなく、日常の児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的対応等が評価されることを教職員に周知徹底（いじめに係る情報の抱え込みや学校いじめ対策組織に報告を行わないことは法第23条第1項違反）

イ 早期発見

- 学級担任を中心とした児童生徒の観察（生活ノートの活用）
- 月1回のいじめ調査など定期的な調査等の実施と調査結果についての指導等管理職への周知の徹底
- 電話相談ダイヤルやいじめ相談窓口の設置など相談体制の充実
- ネットいじめや教育の啓発について適切な処置
- 学校警察連絡協議会や保護者との情報の共有及び日常的な地域との連携

ウ いじめへの対処

- いじめ問題が発生したときは必要に応じて学校に対して指導主事を派遣し、事実確認・調査や反省謝罪までの学校対応の支援
- いじめ問題推進委員会による学校への支援
- 必要に応じて県のサポートチームや警察・児童相談所との連携
- 出席停止の措置への指導助言（法第26条）
- いじめの当事者間が学校を異にする場合の連携協力体制の構築と調整

2 いじめ問題への対策に各学校が実施する施策

(1) いじめ基本方針の策定の趣旨

いじめは決して許されない行為である事を認識し、全ての児童生徒が安心して生活し、共に学び合う事が出来る環境を学校全体で家庭や地域等と連携して、いじめの未然防止や早期発見、適切な処置を図るための基本方針（基本的な方向や内容）を定めるものとする。

(2) 学校いじめ対策委員会の設置（法第22条）

学校におけるいじめの防止、早期発見、いじめへの対処等に関する措置を実効性のあるものにするために、中核となる組織として設置する。いじめが発生した場合、情報の収集や記録、対応の方針を立て、迅速に組織的に対応する。（常設組織）委員会のメンバーには複数の教職員に加え必要に応じて心理や福祉など外部の専門家（医師・警察官等）の構成の組織とする。

(3) 学校が実施する取組

ア いじめの防止

- いじめ基本方針の周知及び校内指導体制の確立
年間計画の作成や実行、検証、修正等
- 児童生徒の人権感覚、生命尊重の態度、自己指導力の育成
「いじめ防止子ども会議・子ども元気条例と実践、児童会生徒会の活動、道徳教育（法第15条）や人権学習」

- 児童生徒が互いに認め合い主体的に参加する教育活動の推進
「春・冬いじめ防止強化月間の実施・・・5月と12月」
「いじめ防止子ども会議・・・8月（子ども議会）」
- ネット上の不適切ないじめに対処できる能力や態度の育成
- 教職員の指導力の向上、家庭や地域の関係団体との連携強化
- イ いじめの早期発見に向けての取組
 - どんな小さな事も見逃さない鋭い感覚を身に付けた教職員による観察や定期的な生徒指導情報交換（子どもの声に耳を傾け、行動を注視する。）
 - 定期的（毎月1回）な「いじめアンケート調査」の実施と詳細な分析と不定期の心のアンケートや生活日誌、個別面談の実施
 - SCや心の相談員等との連携を図った校内の教育相談体制の充実
 - 保護者との情報の共有やいじめ110番など相談窓口の活用
- ウ いじめ早期解決への取組
 - いじめの発見や相談を受けたときの対応
（いじめの有無を確認し、教育委員会への迅速な報告）
 - 特定の職員で抱え込むことなく被害生徒を守り抜く教職員の組織的な対応と児童相談所・法務局等関係機関・専門機関との連携
 - いじめられた児童生徒とその保護者への助言や支援
 - いじめた児童生徒とその保護者への助言（法第25・26条懲戒及び出席停止）
 - いじめの事実調査（犯罪性が強い場合は所轄の警察へ）
 - 他の児童生徒への指導といじめ解決（反省会）後の継続的な指導
 - ネット上の不適切な書き込み等への対処

IV 重大事態への対処

1 学校の設置者または学校による重大事態の認定・調査

- (1) いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いが濃厚である場合

○自殺を企てた場合 ○身体に重大な障害を負った場合 ○金品等重大な被害を受けた場合 ○精神性の疾患を発症した場合など。

- (2) いじめにより児童生徒が相当な期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いが、認められる時
- (3) 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった時

2 重大事態の報告

各学校で当該事案が重大事案と認められた時、町教育委員会を通じて速やかに町長へ事態発生を報告する。

3 調査を行うための組織

明和町教育委員会又は学校は、いじめ事案が重大事態であると判断したときは事案に対する調査を行うために、速やかに専門的知識及び経験を有する第三者を中核とする組織「いじめ問題対策専門委員会」を設け、公平・中立な調査を行う。場合によっては、群馬県の心の緊急支援チーム（CRP）の派遣を要請する。重大事態の調査組織を設ける際には、必要に応じて、群馬県教育委員会の指導主事・スクールカウンセラー・スーパーバイザー等職員の派遣を緊急に要請する。

■ 構成員・公平性や中立性を確保するために、学識経験者・心理や福祉の専門家、いじめ事案と利害関係や人間関係を有しない者で構成する。

法第28条第1項により調査は学校の設置者を中心とした組織「いじめ対策委員会」又はその設置する学校の下に組織を設け、平時より事態の防止等に資するため及び重大事態に係る事実関係を明確にするため適切な調査を行うように「組織の母

体」を設置して置くようにする。

4 調査の実施取り扱い

(1) いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

○いじめられた児童生徒から十分に聞き取ると共に、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査等を行う。その際、被害児童生徒や情報提供者に被害が及ばないようにする。

(2) いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

○当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分聴取し、迅速に調査に着手する。

(3) いじめられた児童生徒が自殺した場合

○自殺の背景調査を実施する。児童生徒の尊厳を保持しつつ、死に至った経過を検証し、遺族の気持ちに配慮しながら再発防止策を講じる。

5 調査結果の提供及び報告

(1) 情報を適切に提供する責任

○学校の設置者や学校は、いじめられた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な状況を提供する責任を有する。

(2) 調査結果の報告

○調査の結果は、教育委員会から町長に報告する。

○いじめを受けた児童生徒の保護者が希望する場合は、文書の提供を受け、明和町個人情報保護条例等に十分配慮し、調査結果を添えて教育委員会から町長に送付する。(法第23条第3項)

6 調査結果の報告を受けた町長による再調査及び措置

(1) 再調査(法第30条第2項)

○いじめの重大事態を受けた町長は、重大事態への対処又は当該重大事態と同様の事態発生の防止のために必要があると認める場合は、再調査を行うことができる。再調査委員会を専門的知識を有する第三者で構成し、公平性を図る。

(2) 再調査を踏まえた措置

○町長は、自らの権限及び責任において事態発生防止のための措置を講じる。

V その他いじめ防止等のための重要事項

(1) 特に配慮が必要な児童生徒についての対応

発達障害を含む障害のある児童生徒、外国人の児童生徒や国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒、性同一障害や性的指向・性自認に係る児童生徒、東日本大震災により被災した児童生徒や原子力発電所事故により避難している児童生徒を含め、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行い、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

(2) その他

明和町教育委員会では、基本方針の策定から3年の経過を目安に本町の状況及び法の施行状況や、国の方針及び県の方針の変更等を勘案し見直しを行うものとする。